

# 茨田中学校安心ルール

～ 「茨田中の生徒のみなさんが『してはいけないこと』」と「学校等が行う対応」の一覧表 ～

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
第1段階	・授業に遅れる	・いやがることを言う ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う	・不適切な言葉づかいをする	・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物を勝手に使う ・不必要なものを持ってくる	・その場で注意 ・個別指導および家庭連絡 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業に関係のない話をする ・授業のじゃまをする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・物をかくす ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・悪口、かげ口を言う ・バカにしたようなことをしたり言ったりする ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない	・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業を妨害する ・テスト監督者の指示に従わない ・テストにおける不正行為を繰り返す ・学校をさぼり地域でたむろする	・いやがることを無理やりさせる、力づくでする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導

第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する

## <ルール表作成上の留意点>

- ※ 学校は生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※ 「学校が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※ 「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直し支援を行う場所です。
- ※ 学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）